

学生構成比が最も高いが、女子では61年までは学生構成比と無職構成比が拮抗し、いずれも40%程度であった。その後女子では学生構成比が急激に上昇し、63年以降はほぼ毎年60%を超え、平成22年は78.3%となっており、8年以降40%台から50%台で推移している男子と比較しても、顕著に高い。

学生の中では、男女とも、ほぼ毎年高校生の比率が最も高いが、女子の学生に占める大学生の比率は、昭和62年以降、ほぼ毎年、男子より高く、平成22年も男子の21.8%に対し女子では23.5%であった。学生に占める大学生の比率の高さは、他の罪名では見られない詐欺独自の特徴である。

また、詐欺では、男子の無職構成比が、平成14年から毎年女子よりも顕著に高く、22年の同比率は、男子の28.2%に対し、女子では12.4%であった。

一方、詐欺の有職構成比は、男女とも低下傾向にあるが、特に女子でこの傾向が強い。女子の有職構成比は、昭和57年には27.5%と男子(24.1%)よりも高かったが、その後急激に低下して、63年以降は平成16年(11.7%)を除いて一桁で推移し、22年も9.4%(男子は16.5%)であった。

女子比は、女子学生の検挙人員の増加率が男子学生の検挙人員の増加率を上回ったため、学生で上昇した(CD-ROM資料7参照)。

第2節 保護者の状況別検挙人員

この節では、少年検挙人員の犯行時の保護者の状況について、男女別統計が入手可能な平成元年以降の動向を男女別、罪名別に見ることとする。

なお、「両親ありの比率」とは少年検挙人員に占める両親(養父母、継父母を含む。)のいる少年の比率、「母親のみの比率」とは同人員に占める母親のみがいる少年の比率、「父親のみの比率」とは同人員に占める父親のみがいる少年の比率、「片親のみの比率」とは同人員に占める父親又は母親のみがいる少年の比率、「両親なしの比率」とは同人員に占める両親ともいない少年の比率をいう。

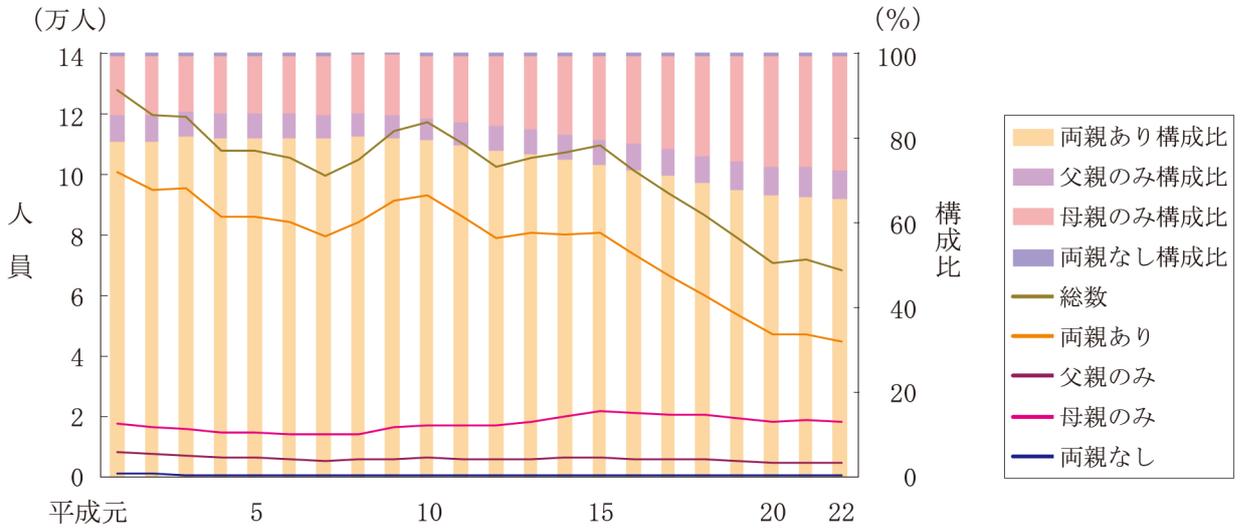
1 一般刑法犯

2-2-1 図は、平成元年以降の一般刑法犯による少年検挙人員を犯行時の保護者の状況別に、男女それぞれについて見たものである(CD-ROM資料9参照)。

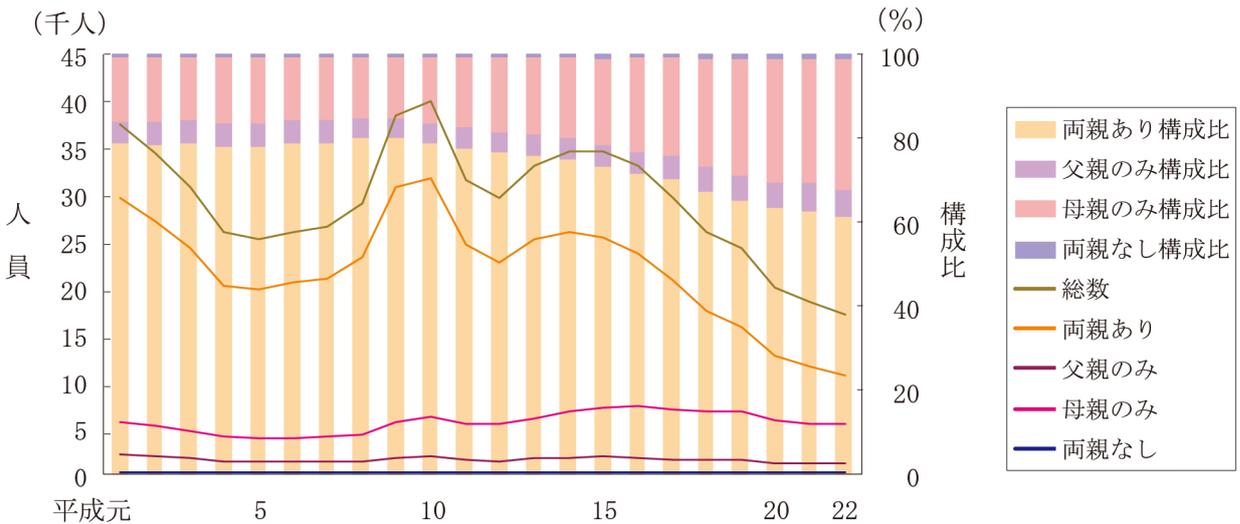
2-2-1 図 一般刑法犯 少年検挙人員の推移（保護者の状況別）

(平成元年～22年)

① 男子



② 女子



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の保護者の状況による。
- 注3 両親の状態が不明の者を除く。
- 注4 「親」は、養父母、継父母を含む。
- 注5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

一般刑法犯では、男女とも、両親ありの比率が毎年最も高く、男女総数で60%を超えている。同比率は平成10年までは毎年80%程度であったが、その後低下しており、22年は64.5%であった。両親のいる少年に占める両親又は片親が継父母である者の比率は、男子は18年以降、女子は19年以降、毎年4%台で推移している。

母親のみの比率は平成9年から毎年上昇し、22年は男女総数で27.9%となった。この特徴は、特に女子で顕著に見られ、同年の女子の両親ありの比率は61.3%、母親のみの比率

は31.2%となっている。

平成22年は、男女とも、少年検挙人員に占める片親のみ又は両親なしの少年の比率が30%を超えたが、女子は男子より同比率が高い（CD-ROM資料9参照）。

2 殺人

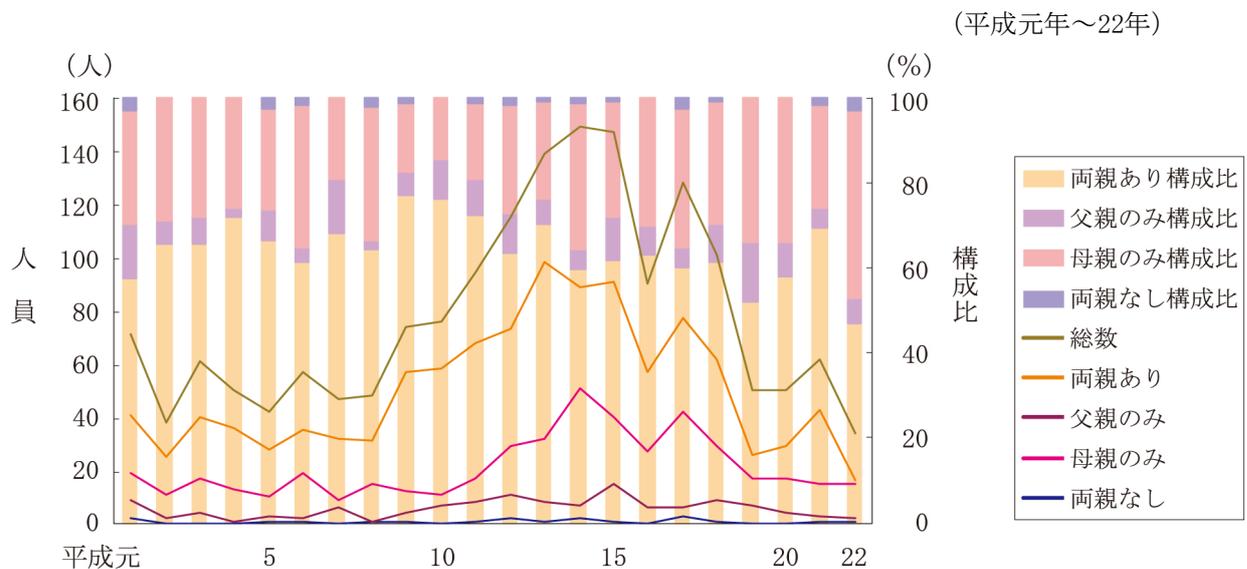
殺人では、男女とも、両親ありの比率が最も高く、若干の低下傾向は見られるが、毎年男女総数で60%を超えており、平成22年は65.1%であった。殺人による女子の検挙人員は、ほぼ毎年20人未満で推移しており、保護者の状況も年により大きく変動している。

平成22年の片親又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%を超えており、一般刑法犯の傾向とは逆に、男子の方が女子よりも高い（CD-ROM資料9参照）。

3 強盗

2-2-2図は、平成元年以降の強盗による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-2図 強盗 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の保護者の状況による。
- 注3 両親の状態が不明の者を除く。
- 注4 「親」は、養父母、継父母を含む。
- 注5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

強盗では、男女とも、両親ありの比率が最も高いが、低下傾向にあり、特に女子では平成元年から21年までは同比率が52%以上で推移していたが、22年には47.1%に低下した。男子では、両親ありの比率は同年も62.7%であるが、母親のみの比率及び両親なしの比率

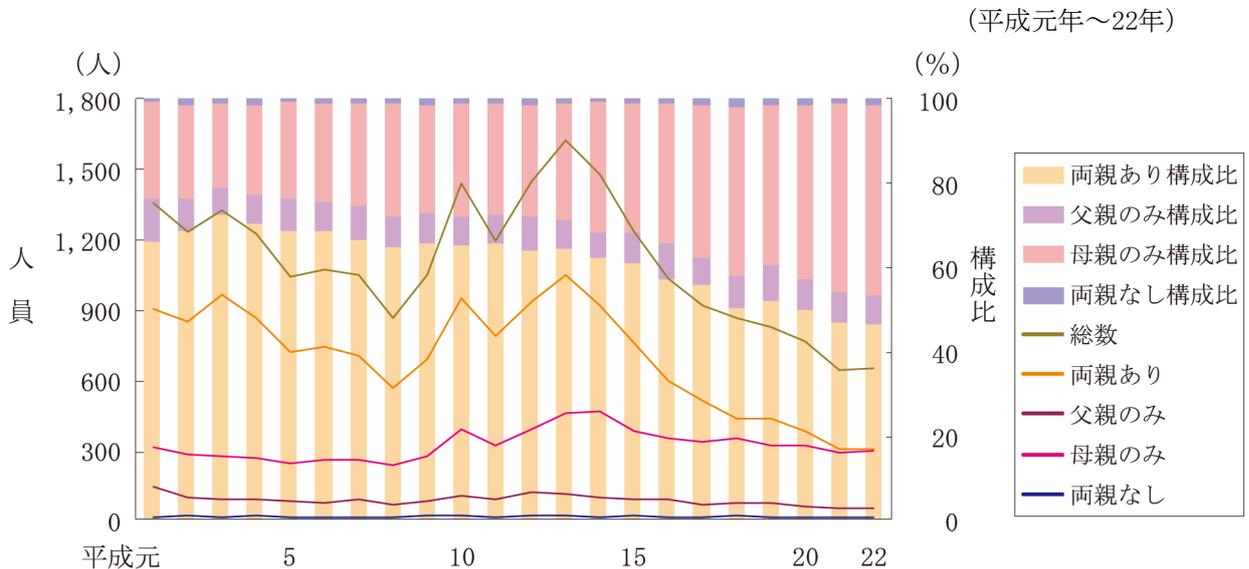
が上昇傾向にあり、同年はそれぞれ26.1%，1.5%であった。女子では、元年から21年まで34.2%以下で推移していた母親のみの比率が、22年は44.1%に上昇した。

以上から、平成22年の片親のみ又は両親なしの比率は、男子では30%以上、女子では50%以上となっており、女子の同比率は、一般刑法犯全体と比較しても顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

4 傷害

2-2-3図は、平成元年以降の傷害による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-3図 傷害 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の保護者の状況による。
- 注3 両親の状況が不明の者を除く。
- 注4 「親」は、養父母，継父母を含む。
- 注5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

傷害では、男女とも、両親ありの比率が最も高いが、男子は平成11年から、女子は20年から毎年低下しており、22年は男女総数で56.3%（男子57.7%，女子46.8%）であった。母親のみの比率は7年から毎年上昇しており、22年は男女総数で35.1%であった。両親なしの比率も上昇傾向にあり、同年は男女総数で1.2%となっている。両親ありの比率の低下と母親のみの比率の上昇は男女共通であるが、男子ではこれに加えて、父親のみの比率及び両親なしの比率にも上昇傾向が見られ、同年はそれぞれ7.5%，1.2%となっている。両親なしの比率には、ほとんど男女差は見られないが、片親のみの少年の比率は、男子における同比率の上昇にもかかわらず、ほぼ毎年女子の方が高い。

平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、男子では40%、女子では50%を上回り、男女とも、一般刑法犯全体と比較して顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

5 放火

放火では、男子では毎年、両親ありの比率が最も高く、平成元年以降58%以上で推移し、22年も59.6%であったが、緩やかな低下傾向にある。また、男子では母親のみの比率が上昇しており、同年は29.8%であった。女子でもほぼ毎年、両親ありの比率が最も高いが、同罪の女子の検挙人員自体が少数にとどまっていることから、年ごとにその保護者の状況の分布も大きく異なる。

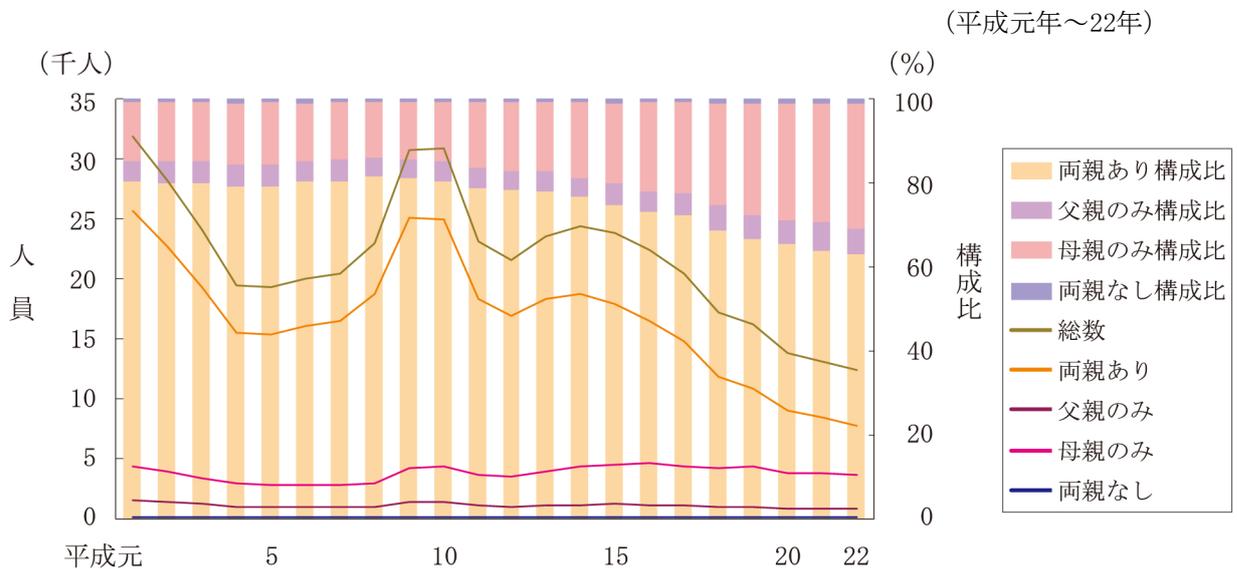
平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、女子では20%台だが、男子では40%を超えており、男子では一般刑法犯全体と比較して顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

6 窃盗

(1) 窃盗総数

2-2-4図は、平成元年以降の窃盗による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-4図 窃盗 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の保護者の状況による。
- 注3 両親の状態が不明の者を除く。
- 注4 「親」は、養父母、継父母を含む。
- 注5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

窃盗では、男女とも、両親ありの比率が最も高く、男女総数で毎年60%を超えているが、

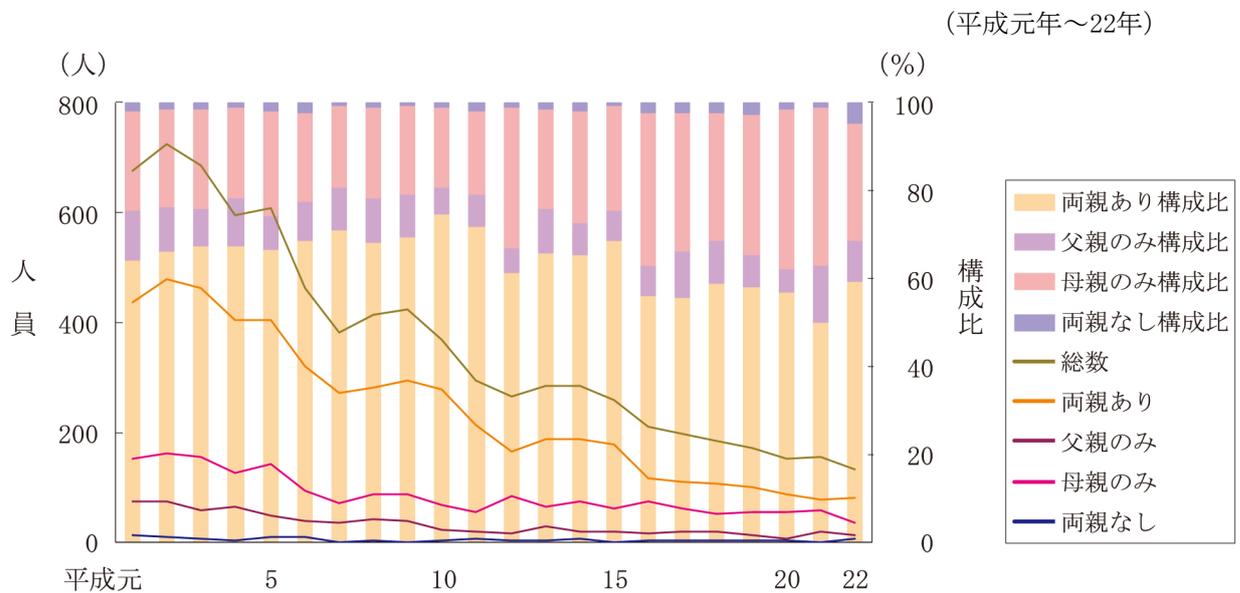
平成9年から毎年低下しており、22年は、男子で65.8%、女子で63.1%であった。両親のいる少年に占める両親又は片親が継父母である者の比率は、男子は15年以降、女子は19年以降、毎年4%台で推移している。男女とも父親のみの比率及び母親のみの比率は上昇しているが、女子ではさらに、両親なしの比率も上昇している。

平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%台であり、一般刑法犯と同水準である（CD-ROM資料9参照）。

(2) 侵入盗

2-2-5図は、平成元年以降の侵入盗による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-5図 侵入盗 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の保護者の状況による。
- 注3 両親の状態が不明の者を除く。
- 注4 「親」は、養父母、継父母を含む。
- 注5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

侵入盗では、男女とも、両親ありの比率が最も高いが、低下傾向にあり、平成22年は男子で59.5%であった。女子では16年から毎年、両親ありの比率が60%を下回っており、22年も59.7%であった。男女とも、母親のみの比率が上昇傾向にあるが、女子では、両親なしの比率も上昇傾向にあり、同年は4.5%であった。

侵入盗だけで見ると、片親のみ又は両親なしの少年の比率は窃盗全体及び一般刑法犯全体よりも顕著に高く、平成22年において男女とも40%を超えている（CD-ROM資料9参照）。

(3) 乗り物盗

乗り物盗では、毎年両親ありの比率が最も高いが、平成9年頃から低下傾向にあり、22年は男子で63.2%、女子で56.6%であった。男子では9年から、女子では11年から、母親のみの比率が上昇傾向にある上、男子では12年から、女子では15年から父親のみの比率も上昇している。

平成22年における片親のみ又は両親なしの比率は、男子で30%以上、女子では40%以上であり、女子の同比率は窃盗全体及び一般刑法犯全体と比較しても顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

(4) 非侵入盗

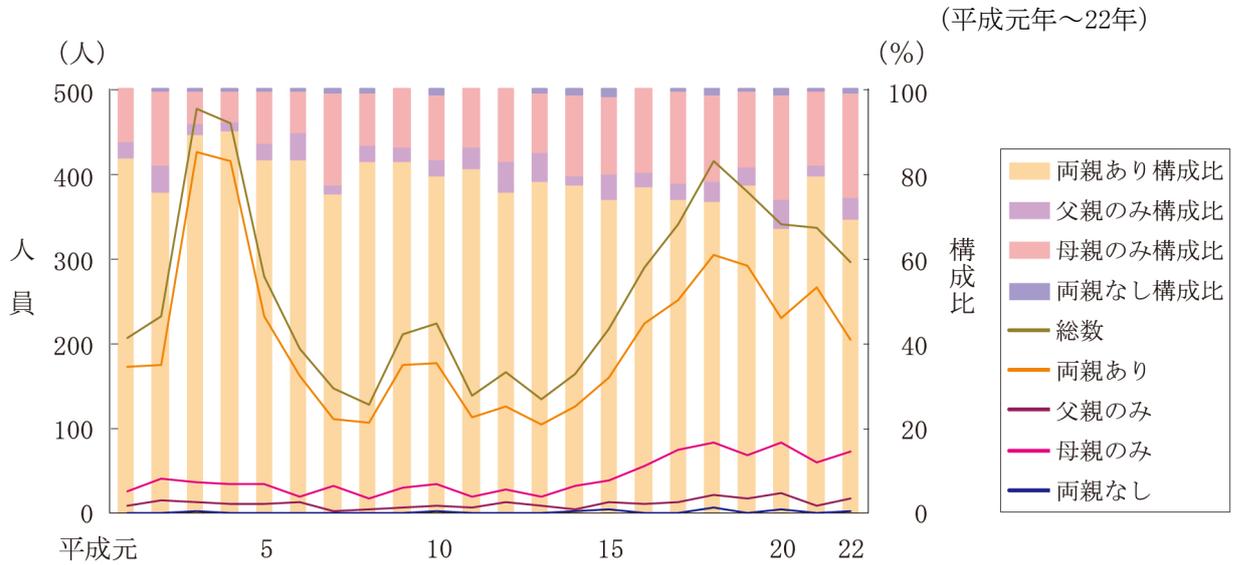
非侵入盗では、男女とも両親ありの比率が最も高いが、男子は平成10年から、女子は9年から低下傾向にあり、22年は男女総数で66.9%（男子67.8%、女子64.7%）であった。男女とも、父親のみの比率及び母親のみの比率が10年頃から上昇しており、両親なしの比率も緩やかな上昇傾向にある。

平成22年における片親又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%台で、窃盗全体及び一般刑法犯全体と同水準である（CD-ROM資料9参照）。

7 詐欺

2-2-6図は、平成元年以降の詐欺による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-6図 詐欺 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の保護者の状況による。
- 注3 両親の状態が不明の者を除く。
- 注4 「親」は、養父母、継父母を含む。
- 注5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

詐欺では、男女とも、両親ありの比率が最も高く、毎年60%を超えているが、低下傾向にあり、母親のみの比率が上昇している。平成22年の両親ありの比率は男子で64.8%、女子で69.3%であり、母親のみの比率は男子で25.9%、女子で24.7%であった。

平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%台で、一般刑法犯全体と同水準である（CD-ROM資料9参照）。